



<p>第三十七号)</p>	<p>和三十年法律 輸入品に対する 内国消費税六 の徴収等に関する 法律施行第一 令(昭和三十項 年政令第百一 号)</p>	<p>第十(の) 六の二(の) 六の二(の)</p>	<p>算税に係る部分に限 る。)の加重算税 (並びに電子計算機を 使用して作成する国税 関係帳簿書類の保存方 法等の特例に関する法 律(平成十年法律第二 十五号。第二十六条の 六において「電子帳簿 保存法」という。)第 八条第五項(国税通則 法第六十八条第一項又 は第二項の加重算税に 係る部分に限る。)(他 の国税に関する法律の 規定の適用)の加重 算税</p>
<p>第十又 は若しくは 第四項又は 電子帳簿保存 法第八條第 五項の規定の 適用があ</p>	<p>第十又 は若しくは 第四項 又は電子帳簿 保存法第八 條第五項(国 税通則法第 六十八條第 一項又は第 二項の加重 算税に係る 部分に限る。 次条第二項 において同じ 。)の規定</p>	<p>第十又 は若しくは 第四項 又は電子帳簿 保存法第八 條第五項(国 税通則法第 六十八條第 一項又は第 二項の加重 算税に係る 部分に限る。 次条第二項 において同じ 。)の規定</p>	<p>第十又 は若しくは 第四項又は 電子帳簿保存 法第八條第 五項の規定の 適用があ</p>

<p>第十又 は若しくは 第四項又は 電子帳簿保存 法第八條第 五項の規定の 適用があ</p>	<p>第十又 は若しくは 第四項 又は電子帳簿 保存法第八 條第五項(国 税通則法第 六十八條第 一項又は第 二項の加重 算税に係る 部分に限る。 次条第二項 において同じ 。)の規定</p>
---	--

第六條 この政令に定めるもののほか、法第八條  
第四項及び第五項の規定の適用に関し必要な事  
項は、財務省令で定める。  
附 則  
この政令は、令和四年一月一日から施行す  
る。